

発注機関	工事委託番号	工事業務名	施工場所	工事業務種別	契約の相手方の商号又は名称	契約の相手方の住所	契約締結日 (変更契約締結日)	施工履行期間自	施工履行期間至	契約金額円	工事業務概要	変更理由	変更回数
流域浄水事務所	第111-P E-15号	公共社会資本整備総合交付金事業(防災・安全)汚泥脱水機(1系2台目)電気設備(再構築)工事	各務原浄化センター 各務原市前渡東町 地内	電気	りゅうでん(株)	岐阜県岐阜市日置江2-85-1	平成25年10月11日	平成25年10月11日	平成27年2月23日	70,200,000	コントロールセンタ 1式 / 補助継電器盤 1式 / 現場盤 1式 液位計(薬品溶解タンク・汚泥貯留槽) 5組 / 濃縮汚泥引抜濃度計 1組 流量計(薬品・汚泥供給・濃縮汚泥) 3組 / 計装変換器盤機能増設 1式 現場盤機能増設 1式 / 監視制御装置・サーバ機能増設 1式 中継端子盤機能増設 1式	-	(当初)
流域浄水事務所							平成27年1月26日	平成25年10月11日	平成27年2月23日	68,265,720	コントロールセンタ 1式 / 補助継電器盤 1式 / 現場盤 1式 液位計(薬品溶解タンク・汚泥貯留槽) 5組 / 濃縮汚泥引抜濃度計 1組 流量計(薬品・汚泥供給・濃縮汚泥) 3組 / 計装変換器盤機能増設 1式 現場盤機能増設 1式 / 監視制御装置・サーバ機能増設 1式 中継端子盤機能増設 1式	近接工事の合算に伴う諸経費の調整。	1回目
流域浄水事務所	第502-C -9号	単線流域下水道事業 八百津幹線布設替え工事	八百津幹線 可児郡御嵩町上恵土 地内	土木一式	(株)御嵩重機建設	岐阜県可児郡御嵩町比衣433	平成25年9月25日	平成25年9月25日	平成26年3月20日	16,233,000	施工延長 L=81.56m 管布設工 硬質塩化ビニル管φ450mm L=80.12m マンホール工 防食塗装(塗布型ライニング)工D種 N=2箇所	-	(当初)
流域浄水事務所							平成26年3月20日	平成25年9月25日	平成26年6月30日	17,280,000	施工延長 L=81.56m 管布設工 硬質塩化ビニル管φ450mm L=80.12m マンホール工 防食塗装(塗布型ライニング)工D種 N=2箇所	(2)発注時に確認が困難な要因によるもの(ウ) ・管布設を行うに当たり、17マンホール付近を掘削した所、既設ライナープレートの残塊があったため、その切断及びコンクリートの取壊しを行いたい。 (3)設計図書の不具合によるもの(ウ) ・既設マンホールのコンクリート充填工について、当初設計数量に脱漏があったため、適正に処理したい。 (2)発注時に確認が困難な要因によるもの(ウ) ・仮復旧資材置場の形状について、購入した資材の大きさを考慮して、扉タイプからシャッタータイプに変更したい。 (2)発注後に発生した外的条件によるもの(ウ) ・繰越工事であるため、消費税を5%から8%に変更したい。	1回目
流域浄水事務所							平成26年6月4日	平成25年9月25日	平成26年6月30日	19,112,280	施工延長 L=81.56m 管布設工 硬質塩化ビニル管φ450mm L=80.21m マンホール工 防食塗装(塗布型ライニング)工D種 N=2箇所	(2)発注時に確認が困難な要因によるもの(ク) ・既設マンホールを現地調査したところ、詳細設計時と比べて表層が中性化及び酸性化の進行していることがわかったため、防食下地処理工を行いたい。 (2)発注時に確認が困難な要因によるもの(キ) ・工事請負契約第25条6項に基づき請負金額の変更をしたい。	2回目
流域浄水事務所	第401-C -3号	公共社会資本整備総合交付金事業(防災・安全)長良川幹線N-11マンホールの補修および耐震対策工事	長良川幹線 各務原市上戸町 地内	土木一式	(株)丸利組	岐阜県岐阜市高田4-16-15	平成25年12月16日	平成25年12月16日	平成26年3月20日	87,402,000	長良川幹線N-11マンホール 長寿命化対策工事 マンホール改修工 N=1式 防食被覆工 N=1式 硫化水素抑制対策工 N=1式 耐震対策工事 コンクリート増圧工 N=1式	-	(当初)
流域浄水事務所							平成26年3月20日	平成25年12月16日	平成26年10月31日	105,176,880	長良川幹線N-11マンホール 長寿命化対策工事 マンホール改修工 N=1式 防食被覆工 N=1式 硫化水素抑制対策工 N=1式 耐震対策工事 コンクリート増圧工 N=1式	(2)発注時に確認が困難な要因によるもの(ク) ・マンホール内へ止水プラグを搬入するにあたり、当初設計の開口部では搬入が不可能であることが分かりました。そこで、開口部の形状を変更するとともに、それに伴うライナープレート等の形状も変更したい。 (3)設計図書の不具合によるもの(ウ) ・防食塗装工及び断面補修工について、当初設計数量に脱漏があったため、適正に処理したい。 (1)発注後に発生した外的条件によるもの(エ) ・作業員の安全対策の一環として、現状の硫化水素濃度の変動を把握するため、本格的な工事を開始する前に硫化水素濃度の連続測定を実施したい。また、硫化水素抑制対策としてドロップシャフトを設置しますが、対策後の効果を把握するため、現状の硫化水素濃度の連続測定を実施したい。 (2)発注時に確認が困難な要因によるもの(キ) ・本工事の繰越に伴い、消費税を5%から8%に変更したい。	1回目
流域浄水事務所							平成27年2月20日	平成25年12月16日	平成27年3月20日	105,696,360	長良川幹線N-11マンホール 長寿命化対策工事 マンホール改修工 N=1式 防食被覆工 N=1式 硫化水素抑制対策工 N=1式 耐震対策工事 コンクリート増圧工 N=1式	(2)発注時に確認が困難な要因によるもの(キ) ・既設マンホールの劣化部除去を行ったところ、箇所により除去厚さが違うため、断面修復の厚さを変更したい。 ・既設マンホール内にある光ケーブルを調査したところ、新たに岐阜県RENTL川崎ボック場、三井放流口の通信が本箇所を切断することにより影響が出る施設と判明したため、各施設の事前事後調査を追加したい。 ・最終契約内容が確定したため、スライド額の変更をした。	3回目
流域浄水事務所							平成25年12月11日	平成25年12月11日	平成26年3月20日	13,020,000	下水道マンホール浮上対策工事 木曾川幹線 N=9基 八百津幹線 N=6基	-	(当初)

発注機関	工事委託番号	工事業務名	施工場所	工事業務種別	契約の相手方の商号又は名称	契約の相手方の住所	契約締結日 (変更契約締結日)	施工履行期間自	施工履行期間至	契約金額円	工事業務概要	変更理由	変更回数
流域浄水事務所	第401-C-5号	公共社会資本整備総合交付金事業(防災・安全)木曾川幹線及び八百津幹線マンホール浮上対策工事	木曾川幹線他1幹線 司見郡御嵩町上恵土、 古籠敷~司見市平貝 戸 地内	土木一式	(株)御嵩重機建設	岐阜県司見郡御嵩町 比衣433	平成26年3月20日	平成25年12月11日	平成26年7月31日	14,580,000	下水道マンホール浮上対策工事 木曾川幹線 N=9基 八百津幹線 N=6基	(2)発注時に確認が困難な要因によるもの(ク) ・現地にてマンホール調査を実施したところ、設計図書と形状が異なる箇所がありました。その結果に基づき、構造計算を行ったところ、一部、ブロンク設置高さ及び浮上ブロックタイプを変更する必要が生じた。 (2)発注時に確認が困難な要因によるもの(オ) ・現場近くで残土処理場が確保できたため、そこで処理したい。 (1)発注後に発生した外的条件によるもの(カ) ・Y-8マンホールについて、道路管理者(国土交通省)から舗装復旧面積及び舗装構成を変更するよう指示があったため変更したい。 (1)発注後に発生した外的条件によるもの(ウ) ・本工事の繰り越しに伴い、消費税を5%から8%に変更し	1回目
流域浄水事務所							平成26年7月9日	平成25年12月11日	平成26年7月31日	14,635,080	下水道マンホール浮上対策工事 木曾川幹線 N=9基 八百津幹線 N=6基	(1)発注後に発生した外的条件によるもの(カ) ・K-147マンホールについて、仮設道路を敷砂利にて施工(町道管内)する予定であったが、隣接する土地所有者から砂利が入らないように申し出があったため敷砂利に変更したい。 (2)発注時に確認が困難な要因によるもの(キ) ・工事請負契約第25条6項に基づき請負金額の変更をした。	2回目
流域浄水事務所	第106-P-E-4号	公共社会資本整備総合交付金事業(防災・安全)ITV設備(再構築)工事	各務原浄化センター 各務原市前渡西町 地 内 外ヶ所	電気	(株)松本電気設備	岐阜県多治見市光ヶ丘 2-29	平成26年1月31日	平成26年1月31日	平成27年3月6日	146,534,400	ITV設備(再構築)工事 ITVカメラ 27台 ITV監視装置 1台 ITV盤 10面 撤去・据付 1式	—	(当初)
流域浄水事務所							平成27年2月9日	平成26年1月31日	平成27年3月6日	147,022,560	ITV設備(再構築)工事 ITVカメラ 27台 ITV監視装置 1台 ITV盤 10面 撤去・据付 1式	発注時に確認が困難な要因による変更及び平成26年度の予算内訳(年度割額)を変更したい。	4回目
流域浄水事務所							平成27年2月17日	平成26年1月31日	平成27年3月6日	146,708,280	ITV設備(再構築)工事 ITVカメラ 27台 ITV監視装置 1台 ITV盤 10面 撤去・据付 1式	近接工事の合算に伴う諸経費を調整変更したい。	5回目
流域浄水事務所	第111-P-E-16号	公共社会資本整備総合交付金事業(防災・安全)汚泥棟無停電電源設備(再構築)工事	各務原浄化センター 各務原市前渡東町 地 内	電気	りゅうてん(株)	岐阜県岐阜市日置江2 -85-1	平成26年2月18日	平成26年2月18日	平成26年12月12日	37,584,000	汚泥棟無停電電源設備(再構築)工事 無停電電源装置 一式	—	(当初)
流域浄水事務所							平成26年6月13日	平成26年2月18日	平成26年12月12日	37,672,560	汚泥棟無停電電源設備(再構築)工事 無停電電源装置 一式	公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置による。	1回目
流域浄水事務所							平成26年11月14日	平成26年2月18日	平成26年12月12日	36,957,600	汚泥棟無停電電源設備(再構築)工事 無停電電源装置 一式	近接工事の合算に伴う諸経費調整を行いたい。	2回目
流域浄水事務所	第401-C-4号	公共社会資本整備総合交付金事業(防災・安全)長良川幹線マンホール浮上対策(翌償)工事	長良川幹線 岐阜市柳 津町梅松~高桑 地内	土木一式	永井建設(株)	岐阜県岐阜市向陽町2 6	平成26年3月26日	平成26年3月26日	平成26年8月31日	14,256,000	下水道マンホール浮上対策工事 長良川幹線 N=10基	—	(当初)
流域浄水事務所							平成26年7月1日	平成26年3月26日	平成26年8月31日	15,474,240	下水道マンホール浮上対策工事 長良川幹線 N=10基	(2)発注時に確認が困難な要因によるもの(ク) ・撤出した結果、設計図書と貯蓄マンホールの形状が異なるため、浮上対策ブロックタイプを変更したい。 (1)発注後に発生した外的条件によるもの(カ) ・N-64、N-74浮上対策箇所は、長寿命化計画のマンホール蓋更新計画箇所に該当するため、合わせて施工したい。	1回目
流域浄水事務所	第114-C-9号	公共社会資本整備総合交付金事業(防災・安全)急速ろ過池(東側)耐震対策(翌償)工事	各務原浄化センター 各務原市前渡西町 地 内	土木一式	(株)森興業	岐阜県各務原市藤原 吉野町3-46	平成26年3月26日	平成26年3月26日	平成26年10月31日	40,385,671	急速ろ過池(東側)耐震対策工事 壁補強工 N=1式 柱補強工 N=1式 大梁補強工 N=1式	—	(当初)
流域浄水事務所							平成26年9月11日	平成26年3月26日	平成26年10月31日	43,376,040	急速ろ過池(東側)耐震対策工事 壁補強工 N=1式 柱補強工 N=1式 大梁補強工 N=1式	(3)設計書の不具合によるもの(ウ) ・後施工せん断補強筋の差出しを行ったところ壁の一部に開口部があった。その開口部において、部分的に構造計算を行ったところ、土圧が小さく、せん断補強筋が無くても耐震上問題がないことが分かったため、当初見込んでいた開口部の施工本数を減じた。 (2)発注時に確認が困難な要因によるもの(ク) ・後施工せん断補強筋において、削孔を行ったところ既設鉄筋に当たり当初設計の削孔長を確保できない箇所があった。その削孔長不足箇所において、構造計算を行ったところ、安全性が確保できることが分かったため、その箇所においては削孔長及び鉄筋長を変更して施工した。 ・現地調査の結果、1-2系(本箇所)と2-1系(一番東側のろ過池)の砂ろ過水槽が繋がっていることが判明し、本工事の工事着手ができないため、角落とし及び水替工を追加したい。 (1)発注後に発生した外的条件によるもの(カ) ・急速ろ過池(西側)2次処理水槽内の管壁にクラックが確認された。急速ろ過池(西側)を再稼働すると本工事の工事着手ができないため、補修工を追加したい。	1回目